

# 税の申告はお早めに

2月16日(月)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険税(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月16日(月)までに申告してください。

2月上旬には「税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。」



## 所得 税

### サラリーマンなど給与所得の方 《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了します。確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の方でも、次のような方は申告が必要です。

① 給与の収入額が2千万円を超える方

② 給与を1カ所から受けている場合

で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方

③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方

### 事業所得や不動産所得がある方 《主な収入が給与収入以外の方》

次の各項目に該当する方は確定申告が必要です。

① 商売など個人で事業を営んでいる方

② 不動産収入(家賃や地代など)がある方

③ 土地や建物、株式などを譲渡した方

### 申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

① 平成26年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合

② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除)

③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)

④ 住宅ローンを利用して、マイホーム

## 町県民税 (住民税)

ムを購入したり増改築をした場合(住宅借入金等特別控除)

⑤ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合(住宅耐震改修特別控除)

※詳しくは税務署までお問い合わせください。

申告に必要なもの

- ・ 申告書と印鑑(申告書は会場にもあります)
- ・ 社会保険料・医療費の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書など控除に必要な書類
- ・ 給与・年金の源泉徴収票
- ・ 銀行などの口座番号が分かるものと届け出印(所得税を口座振替で納付される方や、還付申告をされる方)

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

申告が必要な方

① 平成27年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方

② サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方

- ・ 勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
- ・ 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)
- ・ 平成26年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受け

## 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告または、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて各種保険税(料)が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

町県民税・各種保険税(料)とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。申告書は申告会場にあります。

▼問合せ

○町県民税・国民健康保険税 税務グループ ☎079(435)0358

○介護保険料・後期高齢者医療保険料 保険年金グループ ☎079(435)2581

## 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税の申告受付会場

役場第2庁舎3階第2会議室  
2月16日(月)～3月16日(月)  
(土・日曜日を除く)  
9:00～11:00、13:00～16:00

日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受け付けができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(特に、初日から数日間は混雑が予想されます)

▶受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告

※譲渡所得(不動産の売買及び株式などの売買による所得)・事業所得(1年目)・住宅借入金等特別控除(1年目)・住宅耐震改修特別控除・青色申告・準確定申告・損失申告などの方は税務署で申告してください。

▶申告に際しての注意事項

・ 医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください(役場では、明細書作成や領収書の整理は行っていません)

・ 事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください(役場では、収支内容についての指導は行っていません)

・ 農業所得の申告には、収支内訳書が必要です

▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358



▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358  
加古川税務署 ☎079(421)2951

## 注意事項

### ◎「おむつ」にかかる費用の医療費控除について

おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年目以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定の認定を受けた方で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって保険年金グループで発行する証明書を添付していただければ、医師の証明書は不要です。該当される方は、保険年金グループ介護保険チームに申請してください。

▶対象 次のすべてに当てはまる方

- ・ 以前、医師が発行した「おむつ使用証明書」で医療費控除を受けられた方〔今回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2回目以上の方〕
- ・ 介護保険の申請をされている方で①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある②障害老人自立度がBまたはCの方

### ◎ 障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けておられる方で、一定の要件を満たす方は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる方で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582



# 税務署からのお知らせ

▼問合せ 加古川税務署  
☎079 (421) 2951

申告と納税は期限内に  
・所得税・復興特別所得税・贈与税 3月16日(月)まで  
・消費税(個人事業者) 3月31日(火)まで

## 納税は振替で

申告書の作成は、ご自分で簡単に作成できる国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

国税庁のホームページでは、ご自宅で簡単に所得税・消費税・贈与税の申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を提供しています。このコーナーには、申告や申請に必要な各種様式も掲載しています。

なお、このコーナーで作成した所得税・消費税・贈与税の申告書は、プリンタで印刷して郵送などで提出していただくことができます。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で確認してください。

**確定申告は、さらに便利で使いやすいになったe-Taxで!**

●国税庁ホームページから電子申告  
ご自宅から国税庁ホームページの

同作成コーナーで作成した申告書のデータを、e-Taxで送信することもできます。

## 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信すると、原本の提出や提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、書類の提出または提示を求められることがあります)ので大切に保管してください。

## 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(原則、3週間程度で処理)

※e-Taxの利用に際しては、開始

届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーなどの事前準備が必要

詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

**公的年金等を受給されている方は確定申告が不要になる場合があります**

次のいずれにも該当する場合、所得税の確定申告が不要です。

- ①公的年金等の収入金額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

確定申告が不要な場合であっても、例えば医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

ただし、次に該当する人は、住民税の申告が必要です。

・公的年金等以外に20万円以下の所得がある人

「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除(国民健康保険税・介護保険料及び後期高齢者医療保険料等の社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除等の追加)の適用を受けようとする人

## 確定申告会場のご案内

▶加古川税務署の確定申告会場

ニッケパークタウン本館(センタープラザ)  
※加古川税務署には、確定申告会場は設けていませんのでご注意ください。

※確定申告会場は大変混雑します。できるだけ、ご自宅で確定申告書などを作成のうえ、郵送などでご提出ください。

▶開設期間 2月3日(火)~3月16日(月)  
※土・日曜日、祝日は休み。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は、確定申告の相談と申告書提出ができます。

▶開設時間 9:00~17:00  
※確定申告会場は大変混雑します。混雑状況により、長時間お待ちいただく場合があります。また、相談受付を早めに終了させていただき、ご入場できない場合もあります。

※「作成済みの申告書等の受付」は、午後5時まで行っております。

▶駐車料金 2時間まで無料。以降30分毎に100円

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

## 消費税などの申告について

帳簿などにおいて、課税取引を旧税率(5%)と新税率(8%)に区分する必要があります。

法定調書の提出期限は、2月2日(月)です。

## 法定調書(合計表)の作成・提出はe-Taxで

給与所得の源泉徴収票をはじめ、すべての法定調書が提出できるほか、各種法定調書合計表についても提出することができます。

## 記帳・帳簿等保存制度について

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付などを行う全ての方は記帳と帳簿などの保存が必要になりました。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
▶問合せ 加古川税務署  
☎079 (421) 2951

## 口座振替による国民年金保険料の前納申込み

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581  
加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743

## 口座振替による前納手続き

国民年金保険料は前納すると割引が適用されます。

新たに平成27年度国民年金保険料の口座振替による2年前納、1年前納、6ヵ月前納(平成27年4月末日振替)を希望される方は、2月末日までに申し込む必要があります。

## 申込み窓口

口座振替を希望する金融機関窓口、播磨町保険年金グループ、加古川年金事務所

## 申込みに必要な物

年金手帳または、納付書(基礎年金番号の確認できるもの)通帳、金融機関へのお届け印

## 年金

## 国民年金公的年金などの源泉徴収票と確定申告

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

## 公的年金などの源泉徴収票とは

平成26年中に受給された厚生年金保険、国民年金および共済組合の老齢もしくは退職を支給事由とする公的年金などについては、所得税法上「雑所得」とみなされ所得税が課税されます。しかし、国民年金法などにおいて、障害もしくは死亡を支給事由とする年金については課税されないこととなります。

公的年金などの支払者は、老齢年金などから所得税が源泉徴収されたか否かにかかわらず、毎年、年金受給者の方々に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、年金の支払いを受けた年の翌年1月31日までに交付します。

日本年金機構では、厚生年金保険、国民年金の年金受給者の方々に「平成26年公的

年金等の源泉徴収票」を作成し、平成26年1月末日までに届くよう送付します。

源泉徴収票に記載されている事項は、平成26年1月から12月の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額(年金から特別徴収された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料)、源泉徴収税額および控除内容となっています。

なお、65歳未満で年金の支払額が108万円に満たない方と、65歳以上で年金の支払額が158万円に満たない方については、所得税は源泉徴収されません。

## 確定申告の際に必要な

- 年金受給者で確定申告が必要となる方
- 年金以外に給与などの所得がある方
- 2つ以上の年金の支払者に

扶養親族など申告書を提出している方

・公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方  
お手元に届いた「公的年金等の源泉徴収票」は、確定申告の際に添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

なお、年金から特別徴収(天引き)されていない平成26年中に納付した社会保険料などがある方は、確定申告を行うことにより所得税を精算することになります。  
確定申告の詳しい内容については、2~4ページをご覧ください。

## 公的年金を受給している方へ 児童扶養手当の支給要件が変わりました

▶問合せ 福祉グループ  
☎079 (435) 2362

児童扶養手当は、離婚などにより父または母と生計をともにできない児童を養育している方に支給されるものです。

このたび、児童扶養手当法が一部改正され、これまでは公的年金を受給している方は児童扶養手当を受給することができませんでしたが、平成26年12月より、公的年金の額が児童扶養手当の額よりも低い方については、差額分を児童扶養手当で受給できるようになりました。児童扶養手当を受給するためには、福祉グループへの申請が必要です。

※公的年金とは遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などをいいます。

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>